

甲府市教育委員会告示第8号

甲府市総合市民会館の管理を指定管理者に行わせるにあたり、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第2条の規定に基づき公募し、同条例第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月20日

甲府市教育委員会

教育長 數野保秋

1 指定管理を公募する施設の概要

名 称	所 在 地	詳 細
甲府市総合市民会館	甲府市青沼3丁目5番44号	募集要項参照

2 指定管理者が行う業務

- (1) 甲府市総合市民会館条例（平成2年7月条例第33号）第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 甲府市総合市民会館の利用許可に関する業務
- (3) 施設、設備及び器具の維持管理に関する業務
- (4) 施設利用者の利便性向上に関する業務
- (5) その他、甲府市教育委員会が定める業務

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 募集要項の配付期間、配付場所及び配付方法

- (1) 配付期間 令和3年8月23日（月）から令和3年9月10日（金）まで
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 配付場所 甲府市丸の内 1 丁目 1 8 番 1 号 甲府市役所本庁舎 9 階
甲府市教育委員会 生涯学習課

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（指定管理者制度）から情報を入手する場合は、この限りでない。

5 申請書類の受付期間、受付場所及び受付方法

(1) 受付期間 令和 3 年 9 月 8 日（水）から令和 3 年 9 月 2 8 日（火）まで
（この期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 受付場所 甲府市丸の内 1 丁目 1 8 番 1 号 甲府市役所本庁舎 9 階
甲府市教育委員会 生涯学習課

(3) 受付方法 持参もしくは郵送（郵送の場合は必着かつ送達過程が記録される方法）

6 問い合わせ先

甲府市教育委員会 生涯学習課

電 話 0 5 5 - 2 2 3 - 7 3 2 3

F A X 0 5 5 - 2 3 5 - 5 6 4 8

電子メールアドレス : kyosgai@city.kofu.lg.jp